

III 資格制度のあり方

1 基本的考え方

- 国家資格としての「介護福祉士」は、介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格と位置付けることが適当である。
- このような位置付けのもと、介護ニーズの変化に対応し、今後求められる介護福祉士像も踏まえ資格取得方法等の制度のあり方を見直すべきである。
- 介護福祉士の国家資格は基礎的な能力を有するものと位置付けられることから、資格取得後の介護福祉士は、生涯を通じて自己研鑽を行うことが求められる。
- このため、生涯を通じた能力開発を可能とし、介護技術の進歩に対応できる研修体系を整備するとともに、国家資格とは別に、認知症、障害等の特性を踏まえた専門的対応ができるような専門資格を導入することが適当である。

2 現在の資格取得の状況

(資格取得方法)

- 現在の介護福祉士の資格取得方法は、大きく以下の3つのルートがある。
 - ① 厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設を卒業する途（養成施設ルート）
 - ② 3年間の介護の現場での実務経験を経た後、国家試験に合格する途（実務経験ルート）
 - ③ 厚生労働大臣が指定する科目を履修する福祉系高校を卒業し、国家試験に合格する途（福祉系高校ルート）

(資格取得者の状況)

- 養成施設ルート・福祉系高校ルートは若い新規労働力を介護の現場へ供給する役割があり、また、実務経験ルートは、介護の現場で働く者の資質の向上に資する役割がある。

- また、養成施設ルートの者は、自立支援への意識や職業倫理性が高い傾向があるが、学校間の格差があるとの意見もあり、また、実務経験ルートの者は即戦力として期待できるが、制度的・理論的面について十分な教育を受ける機会に欠けているとの指摘もある。
- 介護福祉士の資格取得者は 2006 年〔平成 18 年〕5 月現在約 54 万 5 千人となっているが、このうち、養成施設ルートの者は約 40%、実務経験ルート・福祉系高校ルートによる国家試験合格の者は約 60% となっている。

3 改正の方向

(改正の方向)

- 今後の資格取得方法については、多様な人材を確保する観点から養成施設ルート、実務経験ルート、福祉系高校ルートの 3 つのルートを残しつつも、各ルートを通じ質の全般的向上を図るために、教育内容の充実（カリキュラム・シラバスの抜本的見直し）を行うとともに、すべての者について一定の教育プロセスを経たのちに国家試験を受験するという方向で、一元化を図る。
- 具体的には、以下のように改正する。
 - ① 養成施設ルートについては、教育内容の充実を図った上で、卒業後（卒業見込みも含む。）に国家試験を課す。
 - ② 実務経験ルートについては、国家試験受験資格について、現行の 3 年の実務経験に加え、理論的、体系的学習を行うための一定の養成課程（例えば 6 か月以上の養成課程又は 1 年以上の通信課程）を課す。
 - ③ 福祉系高校ルートについては、3 年間の課程又は 4 年課程において、教育内容の充実後の養成施設と同等の教育を行う場合は、従来どおり卒業後（卒業見込みも含む。）に国家試験受験資格を付与する。なお、教育内容が養成施設と同等のレベルに満たない福祉系高校（現在は専門科目の教育時間 1190 時間）については、高校卒業後、一定の実務経験（9 ヶ月程度）を経ることを国家試験受験の要件とする。
 - ④ 実務経験ルートのうち、ホームヘルパー研修体系の見直しにより 2006 年度〔平成 18 年度〕から導入される介護職員基礎研修を修了した者については、実務経験 2 年で国家試験受験資格を付与する。

(実技試験のあり方)

- 国家試験は、筆記試験と実技試験からなっているが、実技試験は、介護福祉士として必要な技能について一定の水準に達しているかどうかを問う

ものであり、原則として維持すべきと考えるが、養成施設卒業者（同等の教育内容の福祉系高校も同様）については、試験実施体制の問題も考慮し、免除する。また、実技試験対象となる実務経験ルートの者についても、介護技術講習会修了者については、現行同様、実技試験免除措置を維持する。

- なお、介護技術講習の受講を進めていくために、現在講習を行っている介護福祉士養成施設協会の協力を得て、講習の受講機会の拡大を図っていくべきである。